

岐阜県公報

目次

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

ページ
一

規 則

号外 (一) 平成二十三年 四月二十日

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十六号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の表知事直轄組織の部に次のように加える。

次長(震災対策 検証委員会事務 局担当)	一人	上司の命を受け、震災対策検証委員会に関し特に命 ぜられた事務を総括的に処理する。
----------------------------	----	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日
金曜日) 発行 (休日
に当たる
ときは翌日)

平成二十三年四月二十日

平成二十三年四月二十日発行

発 行 所 者

岐 阜 県 庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編 集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター